

福祉と教育が連携した児童等に対する必要な支援を行う体制整備

能勢町子どもの未来応援センター

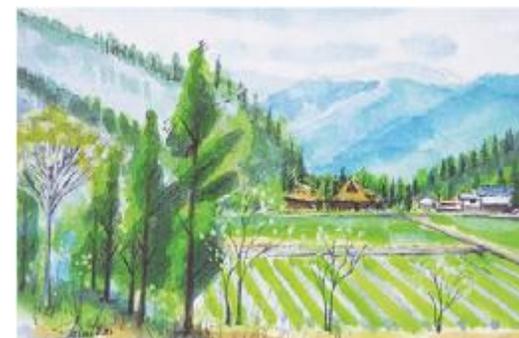


能勢町健康福祉部

能勢町の紹介

- 人口 10,181人 世帯数 4,560世帯(平成30年10月1日現在)
- 面積 98.75 k m²
- 高齢化率 37.8% (平成30年10月1日現在)
- 児童人口 950人 (平成30年10月1日現在)

※平成28年4月に町内の6小学校2中学校を施設一体型の
小学校1校、中学校1校に再編
スクールバス 10台
公立保育所1箇所、私立認定こども園1箇所



能勢町子どもの未来応援センターの設置までの経過と事業展開

平成28年度「子どもの生活に関する実態調査」を大阪府及び能勢町を含む府内13市町と共同実施した結果、家庭が抱える様々な課題と地域における「つながり」の希薄化等による家庭教育力の低下が明らかとなった。

「3つの視点」と「4つの支援方策」により平成29年度より事業を展開する。

－ 3つの視点

- － 切れ目なくつなぐ
- － 教育と福祉の連携
- － 地域とのつながり

－ 4つの支援方策

- － 子どもの生活習慣、学習習慣に対する支援
- － 子どもに対する相談体制、居場所づくりの強化
- － 保護者が子どもに対して関心を高めるための支援
- － 保護者に対する相談体制の整備



子ども及び保護者に対する相談体制の整備

児童福祉法及び母子保健法の平成29年4月改正施行に伴い「**能勢町子どもの未来
応援センター**」を保健福祉センター内に設置。（平成29年4月）

－ 能勢町子どもの未来応援センターを設置した背景

能勢町保健福祉センターにおいて、既に健康福祉部（福祉課・健康増進課）の職員、専門職が限られた人員ではあるが、連携することにより効果的・効率的に業務を遂行してきた実績があったため、住民に窓口が分かりやすくなるよう、体制の整備を行ったもの。

【健康福祉部】

－ 福祉課（福祉係）

- － 地域福祉、民児協、援護、障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉、保育所、放課後児童クラブ、母子・寡婦、子育て支援(子育て支援センター)、児童相談、こども園、幼稚園、赤十字、虐待防止（児童・障がい）、成年後見、生保・生活困窮

－ 健康増進課（健康管理係）

- － 母子保健、健康管理（面談・訪問・栄養指導等）、健康診査・がん検診、予防接種、食育、特定健診・特定保健指導、診療所

能勢町子どもの未来応援センターの概要

- **妊娠期から学齢期にわたり切れ目のない支援**を行う、加えて**相談窓口を一本化(ワンストップ化)**した**能勢町子どもの未来応援センター**は、「能勢町子どもの未来応援センター設置要綱」において**市区町村子ども家庭総合支援拠点**及び**子育て世代包括支援センター(利用者支援事業(母子保健型))**の機能を有し、健康福祉部(福祉課及び健康増進課)が主担当機関として一体的に支援を実施するものとしている。

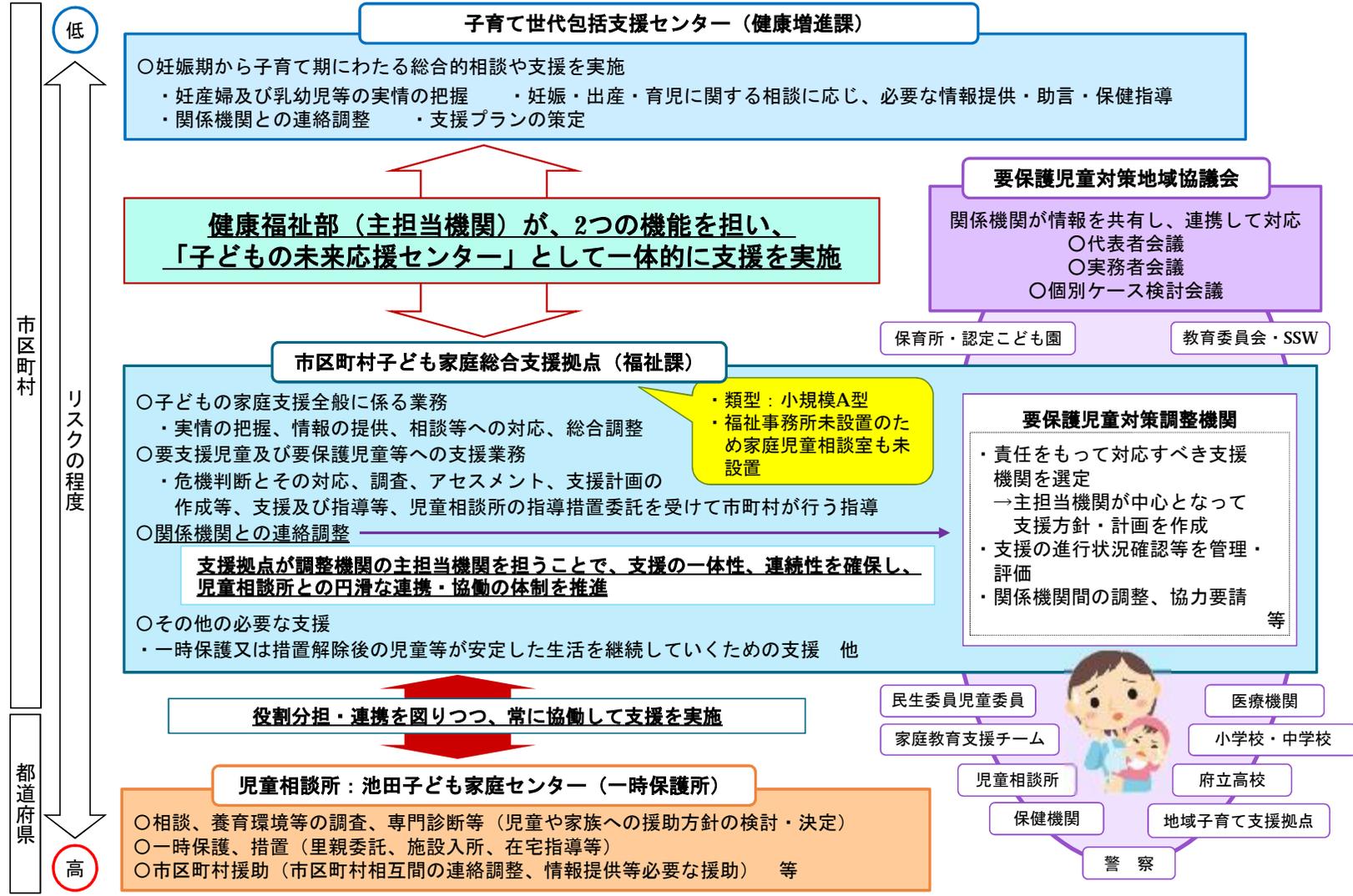
— 子どもの未来応援センターが有する機能

- 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項の母子健康包括支援センター
- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2の要保護児童等支援拠点
- 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号並びに児童福祉法第21条の11第1項及び第2項の規定により、子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育、保育、保健その他の子育て支援の情報の提供及び必要に応じた助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う利用者支援事業の母子保健型(国が定める利用者支援事業実施要綱に規定する母子保健型をいう。)を一体的に実施する機能

— 子どもの未来応援センターで行う支援又は事業

- 妊産婦及び乳幼児の実情の把握に関すること
- 妊産婦からの母子保健及び子育てに関する相談に応じ、必要な情報提供、助言及び保健指導に関すること
- 心身の不調、育児不安等により支援が必要と考えられる妊産婦に対する支援プランの策定に関すること
- 母子保健事業に関すること
- 家庭教育支援事業に関すること
- 子育て支援事業に関すること
- 要保護児童等に対する支援に関すること
- 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

能勢町における児童等に対する必要な支援を行う体制（子どもの未来応援センター）の関係整理（イメージ図）



子ども家庭総合支援拠点の概要

	児童人口(人口)	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計 (常時)
小規模A型	概ね0.9万人未満 (人口約5.6万人未満)	常時2名(1名は非常勤可)			2名以上
小規模B型	概ね0.9万人～1.8万人未満 (人口約5.6万人～11.3万人未満)	常時2名(1名は非常勤可)		常時1名(非常勤可)※	3名以上
小規模C型	概ね1.8万人～2.7万人未満 (人口約11.3万人～17万人未満)	常時2名(1名は非常勤可)		常時2名(非常勤可)※	4名以上
中規模型	概ね2.7万人～7.2万人未満 (人口約17万人～45万人未満)	常時3名(1名は非常勤可)	常時1名(非常勤可)	常時2名(非常勤可)※	6名以上
大規模型	概ね7.2万人以上 (人口約45万人以上)	常時5名(1名は非常勤可)	常時2名(非常勤可)	常時4名(非常勤可)※	11名以上

※児童虐待対応件数が全国平均を上回る市区町村は上乗せして配置すること。

実施主体：能勢町健康福祉部(福祉課及び健康増進課)

職員配置：子ども家庭支援員 2名

【社会福祉士1名(要保護児童対策調整機関担当者兼務)、保健師1名(子育て世代包括支援センター兼務)】

設 備：相談室2室、親子の交流スペース、事務室 等

子ども家庭総合支援拠点の業務内容

【子ども家庭支援全般に係る業務】

- ・相談窓口をワンストップ化した、相談対応
- ・**子どもの未来応援センター担当者連絡会議(担当者レベル)**を月1回開催
(参考)会議出席者：福祉課(要保護児童対策調整機関・児童福祉担当・家庭教育専門員)、健康増進課、子育て支援センター
- ・福祉版スクリーニングシートの導入
- ・学校版スクリーニングと福祉版スクリーニングを突合した突合版スクリーニングによる支援が必要な子どもの早期発見・早期支援の仕組み

【要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務】

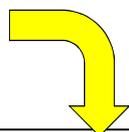
- ・要保護児童対策地域協議会事務局

【関係機関との連絡調整】

- ・福祉、教育、保育、保健、医療等の子育て支援を提供する関係機関、地域社会と連携した業務を推進するために「**子どもが創る明るい未来推進会議**」(全体レベル)を設置
(参考)会議出席者：能勢町健康福祉部、能勢町教育委員会、能勢小学校、能勢中学校、能勢町社会福祉協議会、大阪府池田子ども家庭センター等

子ども家庭総合支援拠点で行う支援又は事業

- 家庭教育支援事業（主体：健康福祉部及び教育委員会）
- 子育て短期支援事業
- SSW及びSC活用事業（主体：健康福祉部及び教育委員会）
- 子どもの貧困対策強化促進事業（主体：健康福祉部及び教育委員会）
- 子どもの居場所づくり（主体：健康福祉部及び教育委員会）
- **要保護児童対策調整機関**
- 養育支援訪問事業



能勢町子ども関係機関連絡協議会（要保護児童対策地域協議会）

- 代表者会議（年1回）

【構成機関】池田子ども家庭センター、池田保健所、能勢町民生委員児童委員協議会、豊能警察署、認定こども園みどり丘幼稚園、大阪府立能勢高等学校・大阪府立豊中高校能勢分校、能勢町内医療機関、能勢町健康福祉部、能勢町教育委員会、能勢小学校、能勢中学校

- 実務者会議（年3回）

【構成員】池田子ども家庭センター児童福祉司、SSW、教育委員会指導主事、能勢小学校教諭、能勢中学校教諭、のせ保育所所長、健康福祉部（保健師、社会福祉士、家庭教育専門員、担当）

- 個別ケース検討会議（適宜）

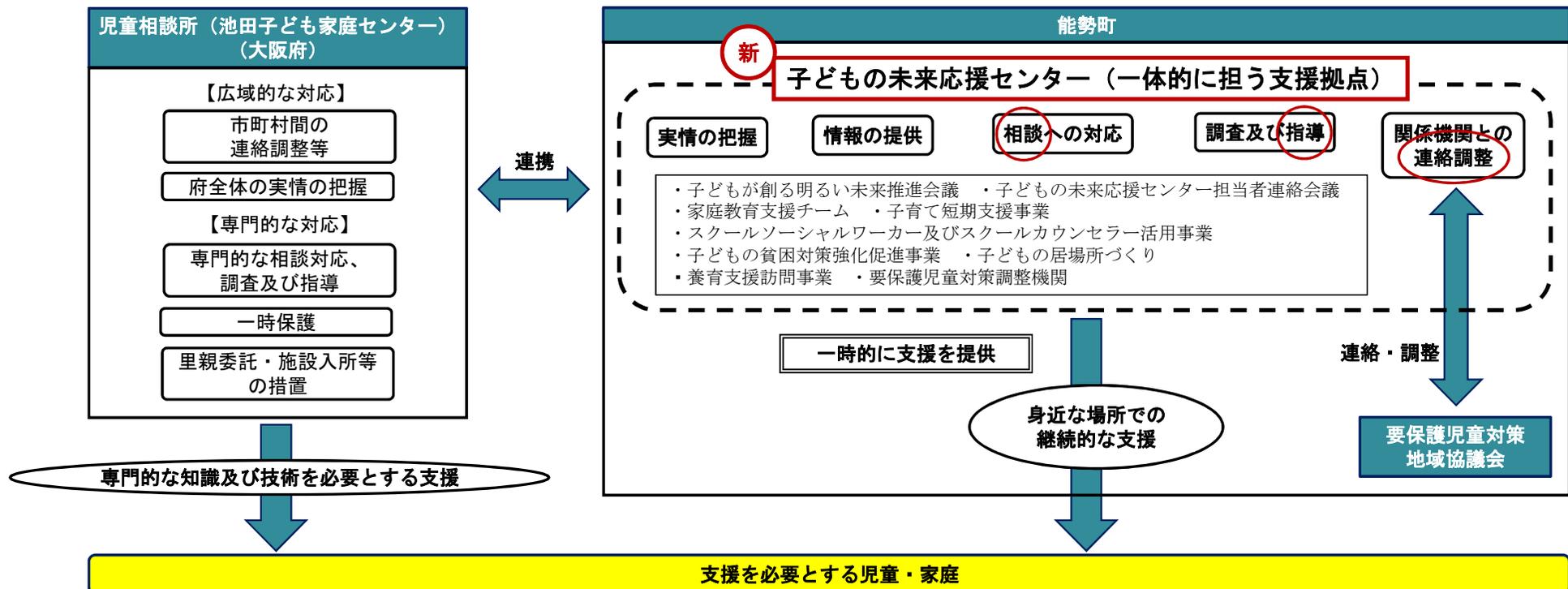
能勢町における子ども家庭総合支援拠点(イメージ図)

平成29年4月施行・改正法による能勢町の対応

○ 児童等に対する必要な支援を行うための拠点を整備。

- ※ 拠点においては、児童家庭に関する実情の把握、情報の提供、相談対応、調査・指導、関係機関との連絡調整を一体的に担い、子育て世代包括支援センターを兼ねる。
- ※ 能勢町保健福祉センター内に設置した「**子どもの未来応援センター**」に、拠点としての機能を明確化する。

<能勢町における支援拠点のイメージ>



子育て世代包括支援センターの概要

実施主体：能勢町健康福祉部(福祉課及び健康増進課)

実施体制：利用者支援事業(母子保健型)

職員配置：保健師 3名(うち1名は子ども家庭総合支援拠点と兼務)、事務職 1名

利用者支援事業(母子保健型)又は市町村保健センターを中心に実施

(事業イメージ) 同一市町村において、利用者支援事業(母子保健型)のみ実施。利用者支援事業(基本型)の機能は、「母子保健コーディネーター自体が担う」「隣接市町村の利用者支援事業(基本型)のコーディネーターと緊密に連携して実施する」「その他の数居の低い相談支援で対応する」などにより対応する方法。+利用者支援事業(母子保健型)の実施の代わりに、市町村が設置した保健センターの保健師がコーディネーターとなることも考えられる。

(実施例) 名張市(利用者支援事業(母子保健型)を中心に、セラライトや住民協会のほう子育て支援と連携し実施)など



【妊娠前から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



子育て世代包括支援センター業務ガイドラインより

子育て世代包括支援センターの業務内容

【妊産婦及び乳幼児等の実情の把握】

- **子どもの未来応援センター担当者連絡会議**を月1回開催
- 福祉版スクリーニングの導入
- 学校版スクリーニングと福祉版スクリーニングを突合した突合版スクリーニングによる支援が必要な子どもの早期発見・早期支援の仕組み

【妊娠・出産・育児に関する相談、情報提供・助言・保健指導、支援プランの策定】

- 相談窓口をワンストップ化した、相談対応

【関係機関との連絡調整】

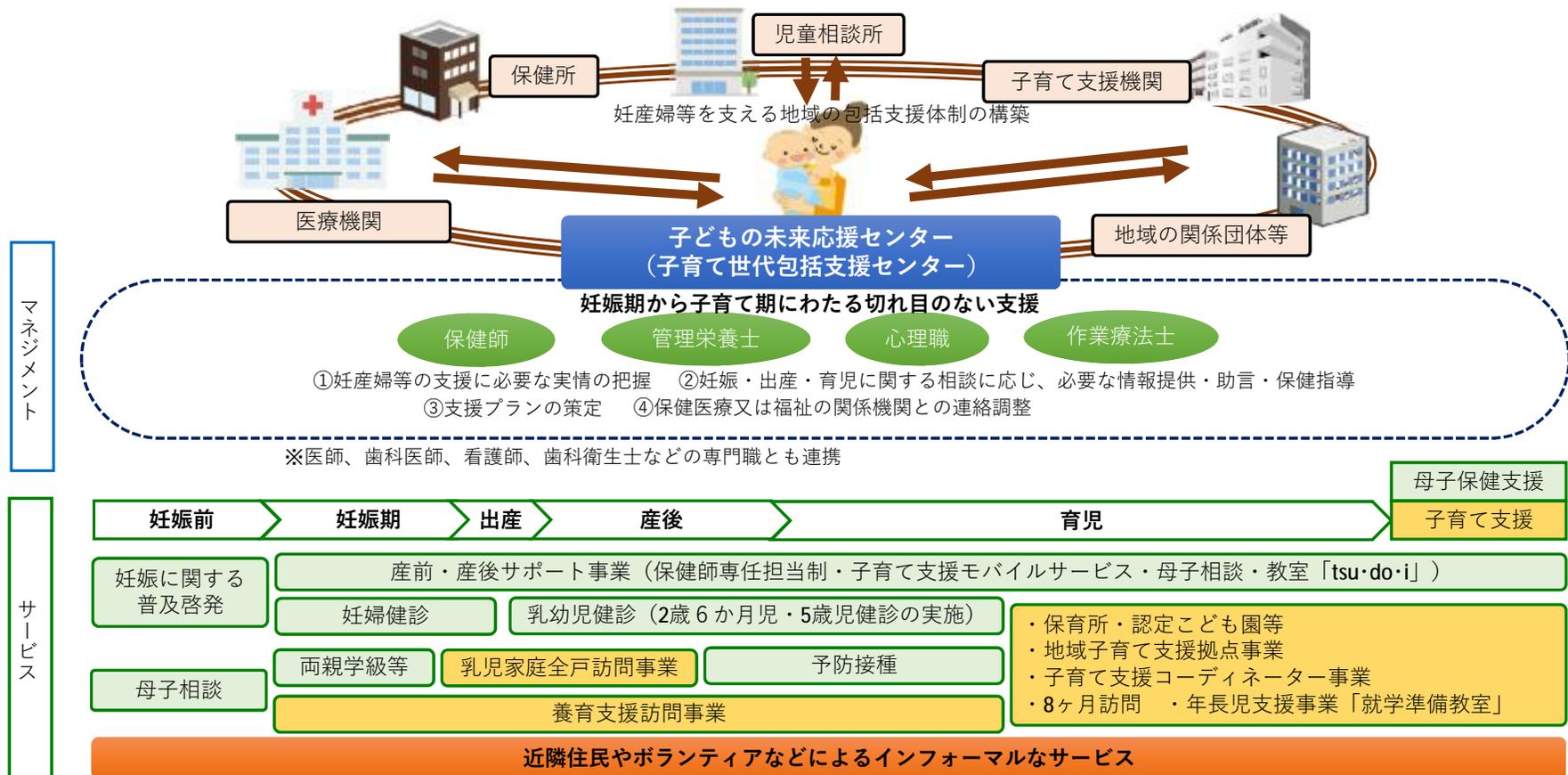
- **「子どもが創る明るい未来推進会議」**を設置

子育て世代包括支援センターで行う支援又は事業

- 地域子育て支援センター（一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、ブックスタート・ブックプレゼント事業）
- 乳児家庭全戸訪問事業、8か月児訪問
- 乳児前期健診・乳児後期健診・1歳6か月・2歳6か月児・3歳6か月児・5歳児健診
- 利用者支援事業（保健師専任担当制・子育て支援モバイルサービス、母子相談・教室「tsu・do・i」）
- 子育て支援コーディネーター事業（心理判定員や作業療法士等による「ことばの相談」「巡回相談」「発達相談」「療育親子教室」「個別発達支援」）
- 年長児支援事業（就学準備教室等）

能勢町における子育て世代包括支援センター（イメージ図）

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子どもの未来応援センター**（子育て世代包括支援センター）に保健師等を配置して、「**母子保健サービス**」と「**子育て支援サービス**」を**一体的に提供**できるよう、きめ細やかな相談支援等を行う。
- **子どもの未来応援センター**は、子ども家庭総合支援拠点の機能を兼ねる。



家庭教育支援事業の実施（福祉と教育が協働連携）

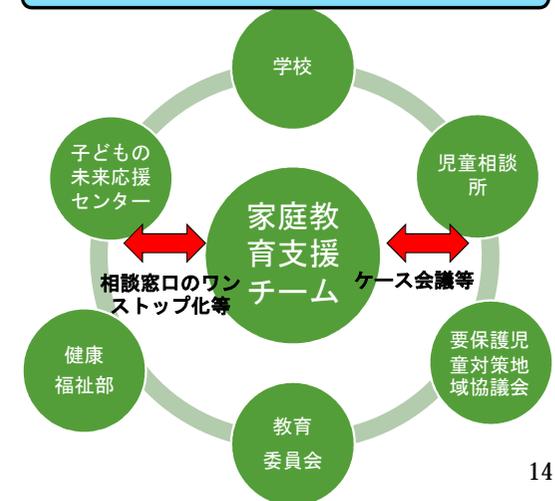
- 子どもの未来応援センターを活動拠点として、**家庭教育支援チーム「ほっこり」**が誕生。家庭教育専門員（支援リーダー）1名、家庭教育支援員（支援チーム員）8名【元保育所長・元保育士・元教員・保護者等】で家庭教育支援チームを構成。**学期に1回、年長児から小学校4年生までの全家庭を家庭教育支援員が訪問（ポピュレーション・アプローチ）**し各家庭とつながる。

※役場の職員でもない、学校の先生でもない、地域住民による家庭教育支援チームが各家庭とつながる

- 福祉が主体となり教育委員会と家庭教育支援事業に取り組むことによって、**福祉・教育連携プラットフォームを整備**
- 施設一体型小・中学校とつながる仕組みを構築



福祉・教育連携プラットフォーム



福祉と教育、学校がつながる仕組みづくり

一 家庭教育支援推進会議（全体レベル）

構成：健康福祉部（子育て支援・児童福祉・母子保健・要対協）、教育委員会（社会・学校教育）、小学校、中学校、保育所、認定こども園、社会福祉協議会、池田子ども家庭センター、家庭教育支援チーム等

開催：年2回

一 小・中支援連携会議（現場レベル）

構成：児童生徒支援加配教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育委員会指導主事、家庭教育専門員、福祉課担当

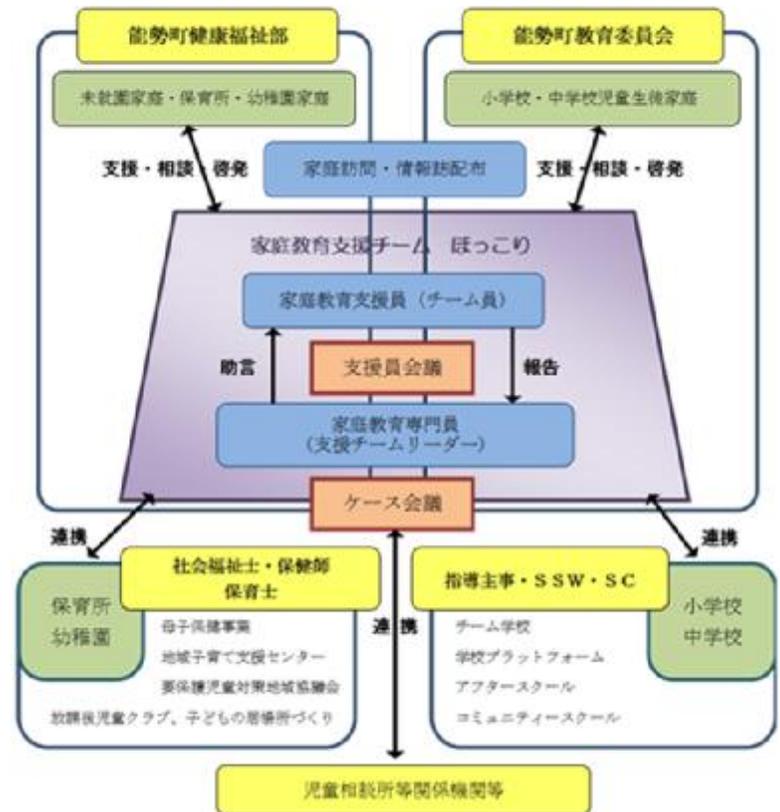
開催：年3回

- 平成30年度より福祉、教育、学校がより一層連携し切れ目のない支援、相談体制（ハイリスク・アプローチ）を整備することを目的に、大阪府から派遣されるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーに加えて町独自で雇用するSSW及びSC活用事業に取り組む。



関係機関との連携を図るために福祉、教育、小中学校、能勢高校・豊中高校能勢分校、SSW、SCで構成する「SSW・SC小中高連携会議」を適宜開催

福祉と教育が協働連携した子育て・家庭教育支援体制



能勢町における「つながる仕組み」・各事業に関連する会議体の関係図

能勢町子どもの未来応援センター

(全体レベル)

- ・子どもが創る明るい未来推進会議(年2回)

(現場レベル・学校なし)

- ・能勢町子どもの未来応援センター担当者連絡会議(年12回)

能勢町家庭教育支援事業

(全体レベル)

- ・家庭教育支援推進会議(年2回)

(現場レベル・学校あり)

- ・小・中支援連携会議(年3回)

(現場レベル・学校なし)

- ・家庭教育支援員会議(年8回)

能勢町スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー活用事業

(現場レベル・学校あり)

- ・SSW・SC小中高連携会議(年3回)

子どもの居場所づくり事業

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもや家庭教育を支援する取組として、学校でもない、家庭でもない、いわゆる**第三の居場所**を提供する。

【学校プラットフォーム型】（主体：健康福祉部・教育委員会）

- 長期休暇中に小学生を対象に、学校施設を活用し、体験プログラム、学習会、昼食の提供を行う。登下校はスクールバスを臨時運行。
- 昼食の提供は行わない学習会も実施。登下校はスクールバスを臨時運行。

(実績)

夏休み元気ひろば（7日間） 参加者：710人（昨年度：3日間・126人）

夏休み学習会（3日間） 参加者：166人（昨年度：2日間・19人）

冬休み元気広場（2日間） 申込者：201人（昨年度：2日間・95人）



【地域展開型】（主体：健康福祉部）

- 能勢町では6小学校、2中学校が施設一体型の小中学校に再編されたことから、旧小学校区において子どもに限らず誰もが歩いて集える居場所「**地域のフリースペース**」づくりに平成30年より取り組む。
- 「地域のフリースペース」の設置にあたっては、町内の**社会福祉施設に協力を得て**、誰もが気軽に無料で過ごせる場所を設置。**冬休みには6施設**がフリースペースを開設。

※「子どもが創る明るい未来推進会議」の部会を活用することにより子どもの居場所づくり事業を福祉と教育が連携して実施し、**つながっていない・つなげたい児童**に対して周知を図る。

能勢町居場所づくり事業

「フリースペース」に いってみよう!

休みの日 だれでも さがるに たのしく すごせる場所
「フリースペース」ができたよ
1人でも 友達と一緒にでも 大丈夫!! いってみよう!!

三恵園 さんけいえん
地域交流室 もいごうむすぶつ
【大里222-4 Tel:734-0405】
毎週土曜日
(12/28から1/3時除く)
午前1時30分～午後4時
●こたろく・べんきょうスペースがあるよ!
●喫茶スペース「だれでもカフェ」にも来てね

申込不要 常設

第2三恵園 だいにさんけいえん
のぼら亭 のぼらてい
【大里279-5 Tel:734-3405】
12/28、12/29
午前10時～午後4時
●しほくたいをしたり、あそんだり、自由だよ!
●おやつやジュースもあるから来てね♪
●12/28はおやつづくりをするよ!

申込不要 多休み 限定

大里荘 おおさとそう
なごみサロン
【大里1055 Tel:734-1420】
毎週日曜日
午前9時～正午
●パン・サラダ・ドリンクのセットが食べられるよ!

申込不要 常設

なごみ苑 なごみえん
会議室 (相談室)
がのびしつ (もうだんしつ)
【大里1055 Tel:734-1103】
12/28から12/28、1/4
午前9時～午後4時
●おひるごはんができるよ!
●3日前までに申し込んでね!
●小学生はべんきょうもみてもらえる!
行きたい日まなごみ苑へ電話で申し込んでね!

申込要 多休み 限定

ともがき とまがき
【大里90 Tel:737-2130】
冬休み以外:毎週土・日・祝日
午前10時～午後1時
冬休み中:12/22から12/28、1/4から1/7
午前10時～午後4時
●自由スペースですごしてね (イベントもあるよ!)
●おひるごはんができるよ!
行きたい日の3日前までに、ともがきへ電話で申し込んでね!
※施設の都合により一時的に利用を中止することがあります。

申込要 常設

くりのみ園 くりのみえん
くりのみルーム
【下田家20 Tel:735-2313】
12/28から12/28、1/4
午前10時～午後4時
●べんきょうができるスペースがあるよ
●機織機(古をリサイクル)体験や
●バルーンアートを企画しています♪
●お昼ごはんを持ってきて大丈夫!
行きたい日の3日前までに、くりのみ園へ電話で申し込んでね!
希望者は大久保まで返河いきます!
※施設の都合により一時的に利用を中止することがあります。

申込要 多休み 限定

申込先 各施設に直接お電話ください
問合せ先 能勢町健康福祉部福祉課 (保健福祉センター)
TEL: 072-731-2150

子育てつながり支援事業（利用者支援事業）

親同士のつながり事業

- 妊娠期から子育て期にある母親等を対象に、体験講座や共食の機会を通じて親同士のつながりを促進させることにより、育児によるストレスの解消を図るとともに子育て期における社会からの孤立を防止するために取り組む。具体には、体験講座と共食を組み合わせた教室 **母と子のりらくすたいむ「tsu・do・i」**を年間12回開催。

平成30年度（4～10月） 参加者数 延べ264人

参考：平成29年度 参加者数 延べ486人



子育て支援モバイルサービス

- **のせっ子未来応援ナビ**は、予防接種や乳幼児健診等の案内、子育て情報の提供を行うことよって、地域から孤立しがちな子育て期にある母親等を支援する。H29.6.1運用開始。

登録者数182人（H30.10.31現在） 参考：143人（H30.3.31現在）

保健師の専任担当制

- 保健師の専任担当制を導入することによって子育て期にある母親等に対し切れ目のない支援を行う。

5歳児(年中児)健康診査事業・年長児支援事業

5歳児(年中児)健康診査事業(平成30年度新規)

- 就学前の5歳児(年中児)に健康診査(毎年9月・11月・1月の第2火曜日)を実施することにより幼児の健康の保持及び増進を図る。
- 具体的には、発達上、行動上に軽度の課題があり、支援を必要とする児童を早期に発見することによって、育児に対する不安を抱えた保護者に寄り添い、児童や保護者へのサポートを開始することで、スムーズな就学につなげる。

【従事者】医師、心理判定員、作業療法士、保健師、管理栄養士、保育士

日 程	対象者数	受診者数	受診率
9月11日(火)	16	16	100%
11月13日(火)	14	8	57.1%
1月8日(火)	11	12	109.1%

※1/8受診者数には、11/13未受診者2名が加わっている。

年長児支援事業（平成30年度新規）

- 年長児支援事業は、翌年に就学を迎える6歳児を対象とし、5歳児健診の結果及び療育事業等の経過を踏まえ、児童がもつ特徴に応じた支援を行うことにより、その課題をできるだけ正確に把握するとともに**就学準備教室**等の経験を通じて、児の成長を促す。
- 保護者との懇談や相談の機会を通じて、児童の課題はもとより家庭が抱える課題等についても、母子担当や教育委員会など関係機関が情報を共有し連携することにより、児のスムーズな就学を支援する。

【従事者】心理判定員、作業療法士、支援員（元教員）、保健師、教委指導主事 他

【就学準備教室】

りんごクラス（第1水曜）				みかんクラス（第4水曜）			
日 程	対象者数	参加者数	参加率	日 程	対象者数	参加者数	参加率
9/19	4	4	100%	9/26	19	18	94.7%
10/3	10	10	100%	10/24	13	12	92.3%
11/7	10	7	70%	11/28	13	12	92.3%
12/5	10	10	100%	12/26	13	12	92.3%
1/9	10	7	70%	1/23	13	13	100%
2/6	10	9	90%	2/27	13	12	92.3%

※12/5、1/23、2/6、2/27は能勢小学校1年生教室で実施。

福祉と教育のより一層の連携をめざして

子どもの貧困対策強化促進事業 (平成30年度新規) 【大阪府立大学 (山野研究室) に業務委託】

【事業概要】

- 学校で持つ校務データや教育委員会が持つ学力実態調査結果等、及び福祉分野における福祉施策の活用状況等のデータを連携させ、**スクリーニング**を行うことで、**妊娠期から学齢期、引いては子ども若者支援の対象年齢まで**を視野に入れた**「切れ目のない支援の仕組み」**の構築と蓄積したデータの利活用方策について検討を行い、**教育と福祉が協働連携した体制整備**を図ることを目的とする。
- 支援の必要な家庭（保護者、児童、生徒）の抽出及び個別支援方策と全体支援の方策について、優れた実践例に基づき具体的な手法を検討する。

教育と福祉が協働連携する具体的な手法

— 学校版スクリーニング

すべての児童生徒を対象に教職員でスクリーニングすることにより、1人では気づかない児童生徒の状況を把握し、支援を必要とする児童生徒に対し、切れ目ない支援を教育と福祉の連携により実施することを目的とする。

— 福祉版スクリーニング

妊娠期から学齢期、子ども若者支援の対象年齢を対象に多職種(子どもの未来応援センター担当者等)がスクリーニングすることにより、1人では気づかない状況を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に対し、切れ目ない支援を教育と福祉の連携により実施することを目的とする。

— 突合版スクリーニング

福祉版スクリーニングと学校版スクリーニングを突合させることにより、学校では、学校からは見えなかった子どもの課題を把握することができ、それを踏まえて支援方策の再検討が行える。また子どもの未来応援センターでは、就学前の気になる点をしっかり引き継ぐことができ、さらに就学後の子ども・家庭の状況を追うことができ、支援の効果が見え、就学前に必要なサービスの検討を行うことができる。

— 個人情報取り扱いについて

能勢町個人情報保護条例の規定に基づき、事前予防型支援が必要である子どもやその家庭について、教育と福祉で情報共有を行うことについて福祉部局、教育委員会それぞれから諮問。

能勢町個人情報保護審査会から「個人情報の目的外利用及び外部提供が必要な状況に置かれている者に係る個人情報の目的外利用及び教育委員会等への外部提供については、正当な理由があり、事前予防型の支援の仕組みを構築するために公益上必要であると認められるため、能勢町個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定に基づき、妥当と判断する」との答申を得た。



事後対応型から事前予防型の支援へ

要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦については、児童福祉法の規定に基づき関係機関において情報の提供、共有することにより必要な措置を講じることとなるが、**その状況に至らないまでも、それらの児童等又は家庭において、変化や、気づきがあった時点で、関係機関が情報共有し支援につなげる事前予防型の支援が行えることとなった。**

子どもの未来応援センター設置にあたっての工夫

【業務面】

- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体的に設置し、**相談窓口をワンストップ化**
- 子どもの未来応援センター設置前から母子保健担当、児童福祉担当、子育て支援担当等の窓口は保健福祉センター内にあり、連携していたが、**「つながる」という視点を住民にも、職員にも見える化**
- 家庭教育支援事業(**ポピュレーション・アプローチ**)との連携により、**ハイリスク・アプローチ**につなぐ
- **教育、保健、福祉の連携する仕組みづくり**

【施設面】

- 既存の相談室や親子の交流スペース等(保健福祉センター内)の活用

子どもの未来応援センター設置後のメリット

- **会議体を整理**したことで、連携がさらに進むようになった
- 担当者レベルの定期的な会議を設けることで、**多面的に家庭を見れる**ようになった
- **多職種の視点**でアセスメント・プランニングができようになった
- 気になるケースを**早期発見**し、**早期支援**につなぐことができるようになった
- 教育との連携の仕組みづくりにより、**個別支援からファミリー支援**に

設置後の課題・今後の展望

- **人材の確保**
- 義務教育終了後の関係機関との連携
- 若者が活用できる**社会資源**、**地域資源**の構築
- 子どもの未来応援センターの活動は、まだ始まったばかり
- **継続は力なり**

ご清聴ありがとうございました

